

土地改良財産の他目的使用規程

土地改良財産の他目的使用規程

第1章 総 則

第 1 条 定款第4条第4項の規定により、本土地改良区の行う事業の目的を妨げない範囲内で、土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合については、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 この規程において、施設とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本土地改良区が維持管理する用排水路・道路・堤塘・井堰・橋梁等

第2章 施設の使用

第 3 条 前条の施設を使用しようとするときは、下記事項を記載した申請書を理事長に提出しその許可を受けなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 使用場所及び面積並びに図面
- (3) 使用期間
- (4) 工期
- (5) 使用方法に関する計画書及び図面
- (6) その他必要な事項

2 前項の申請には、隣地の承認を得て当該地区の当土地改良区役員、総代等の同意がなければならない。

3 当該地区の土地改良区役員、総代等は、申請人の使用に関するすべてのことを調査することができる。

第 4 条 施設の使用を許可したときは、当該施設を使用する者（以下「使用者」という。）から施設の使用目的等にあわせ別表第1号表により使用料を徴収する。

ただし、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 国、県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体において、直接その事業のために使用するとき
- (2) 理事会又は総代会において減免を議決したとき

第 5 条 浄化槽等設置により、処理水を放流するため施設を使用するときは、許可条件を厳守するとともに、別表第2号表により使用料を納付しなければならない。

第 6 条 施設の利用者は、すべて許可条件を厳守し、土地改良区に対し不利益な行為をしてはならない。

第 7 条 使用期間は、5 年を越えることができない。ただし、使用期間満了後なお継続して使用するときは、期間満了 1 ヶ月前に継続使用許可申請書を、第 3 条の要項により提出し、許可を受けなければならない。継続する期間は、5 ヶ年を限度とする。

第 8 条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、使用者に対し使用の許可を取り消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本土地改良区は、一切その責任を負わない。

- (1) 使用の目的に違背したとき
- (2) 本規程に違背したとき
- (3) 本土地改良区において直接これを使用する必要が生じたとき
- (4) 本土地改良区の許可を得ないで、使用权を第三者に譲渡し、又は土地改良区に不利益な行為があったとき
- (5) 使用条件を守らないとき
- (6) 治水利水上、公害を及ぼしもしくは、危険のおそれがあると認めたとき

第 9 条 本土地改良区が使用者に対し使用の許可を取り消したときは、速やかに原形に復旧して返還するものとする。

第 10 条 使用者は、次の各号に該当する事項が生じたときは、直ちに理事長に届出、その指示を受けなければならない。

- (1) 使用者の住所氏名等に変更があったとき
- (2) 使用者が死亡したとき
- (3) 使用法人が解散したとき
- (4) 使用者が使用を中止したとき

2 前項第 2 号及び第 3 号の届出義務者は、相続人とする。

第 11 条 この規程の定めのない事項及び使用料は、その都度理事会において調査決定する。

第 3 章 使用料

第 12 条 第 4 条及び第 5 条により許可したときは、別表第 1・2 号表に定める金額を、使用料として毎年度これを徴収する。

第 13 条 使用料は、次の区分により、毎年 5 月末日までにこれを前納する。

- (1) 使用期間 1 年以上のものは、その年の 4 月より翌年 3 月に至る 1 ヶ年分、年度途中において許可を受けたものは、その許可のあった日から月割をもって起算する。
- (2) 使用期間 1 ヶ年未満のものは、月割をもって起算する。ただし、1 ヶ月に満たない日数はこれを 1 ヶ月とする。

第14条 会社工場並びにこれに類する建物を目的とする敷地等の排水については、水路使用料として別表第2号表に定める金額を毎年納付する。

第4章 手数料

第15条 本土地改良区が徴収する手数料は、別段の定めがある場合を除き、この規程による。

第16条 手数料は、次のとおりとする。

- (1) 本土地改良区の発行する諸種の証明書、1件につき500円
- (2) 浄化槽設置に伴う許可書交付手数料、1件につき500円
- (3) 住宅地造成事業等の認可申請に関する同意書発行に関する手数料、1件につき1,000円
- (4) 土地改良区が保有する測量成果物の交付料、1件につき2,000円
- (5) その他成果物の複写については、1枚500円

第17条 国、県又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体より、公共のため必要とする前条の手数料は減免することができる。

第18条 既納の使用料及び手数料は、返還しない。ただし、本土地改良区の必要により使用施設を返還した場合は、既納使用料は月割をもって返還するものとする。

附 則

この規程は、平成14年6月1日より施行する。

この変更規程は、平成23年4月1日より施行する。

別表 第1号表

使 用 料 区 分		単 位		使用料（円）	備 考
		基礎	期間		
鉄 塔		1m ²	年額	1,000	
電 柱		1本	〃	1,000	
支 線		1条	〃	1,000	
共架電線その他上空に設ける線類		1m	〃	10	
管 類					管明細表のとおり
橋 梁		1m ²	一時金	10,000	
道 路		1m ²	年額	400	
そ の 他				状況価格	場所及び状況に応じ他と比較の上これを定める

管明細表

関西電力・ガス管・水道管・NTT・排水管使用料明細表					
使 用 料 区 分		単 位		使用料（円）	備 考
		基礎	期間		
地下埋設物	電線その他これに類するもの	1m	年額	50	
	外径が0.1m未満	1m	〃	50	
	0.1m以上0.15m未満	1m	〃	50	
	0.15m以上0.2m未満	1m	〃	50	
	0.2m以上0.4m未満	1m	〃	100	
	0.4m以上1.0m未満	1m	〃	250	
	1.0m以上	1m	〃	500	

別表 第2号表

使 用 料 区 分		単 位		使用料（円）	備 考
		基礎	期間		
排水	会社・工場等	1m ²	年額	—	
	し尿・浄化槽	1m ²	一時金	10,000	
	会社・工場・その他の浄化	1m ²	〃	10,000	

(注) 1. 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。